

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和6年度 名古屋港物流機能向上方策検討業務
業 務 概 要	本業務は、名古屋港の新たな機能展開に向けて、名古屋港背後圏の道路ネットワークの整備及び水素・アンモニアのサプライチェーン構築による名古屋港の港湾物流に与える影響について検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 名古屋港湾事務所長 辻 誠治 愛知県名古屋港区築地町2番地
契 約 年 月 日	令和6年9月27日
契 約 業 者 名	中央復建コンサルタンツ株式会社 中部支社
契 約 業 者 の 住 所	名古屋市中区錦二丁目3番4号
契 約 金 額 (税 込)	¥18,007,000.-
予 定 価 格 (税 込)	¥18,007,000.-
随 意 契 約 に よ る 事 由	本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「担当技術者の経験能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行なった。審査の結果、中央復建コンサルタンツ株式会社を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により中央復建コンサルタンツ株式会社と随意契約するものである。
業 務 場 所	名古屋港湾事務所
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和6年9月27日
履 行 期 間 (至)	令和7年3月14日
備 考	

プロポーザル評価表

1. 件名 令和6年度 名古屋港物流機能向上方策検討業務
2. 所属事務所 名古屋港湾事務所
3. 技術提案書の特定通知日 令和6年9月13日

技術評価点の算定過程における端数処理の都合上、技術評価点内訳の合計と技術評価の得点計は一致しない場合がある。

業者名	技術評価点の内訳			技術評価点 合計	備考	摘要
	予定管理技術者の経 験及び能力	実施方針・実施フ ロー・工程表・その他	特定テーマに対する技 術提案			
評価のウェイト	80	80	160	320		
中央復建コンサルタンツ株式会社	73.000	50.667	96.000	219.67		特定

随意契約理由書

1. 業務件名 令和6年度 名古屋港物流機能向上方策検討業務
2. 契約相手 中央復建コンサルタンツ株式会社 中部支社
名古屋市中区錦二丁目3番4号
3. 随意契約によることとした理由 本業務は、名古屋港の新たな機能展開に向けて、名古屋港背後圏の道路ネットワークの整備及び水素・アンモニアのサプライチェーン構築による名古屋港の港湾物流に与える影響について検討を行うものである。
本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「担当技術者の経験能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行なった。
審査の結果、中央復建コンサルタンツ株式会社を契約の相手方として特定した。
よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により中央復建コンサルタンツ株式会社と随意契約するものである。
4. 摘要条文 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項